



大内県議（中央）の初登庁を喜び合う
後援会員のみなさん（1月11日・県議会）

県民の願い実現へ全力

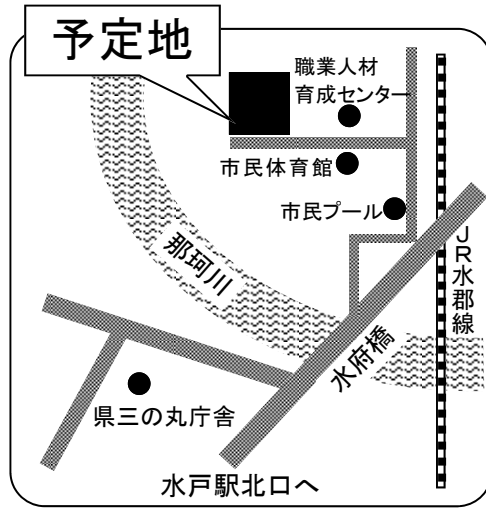
大内県議が初登庁

昨年末の県議選で5選を果たした大内県議は1月11日に初登庁しました。後援会員のみなさんに迎えられた大内県議は「5期県議として働くことができます。ただ一人の野党として県民の願いを実現するために全力をあげます」と決意をのべました。後援会員らは「県民要求の実現に大内さんとともにがんばる」「大内さんの活動を支えていきたい」「すごく大事な議席だと実感した」などと語りました。

中央児童相談所・一時保護所

移転・新築が実現

1月臨時議会
補正予算に計上



建設予定地は水戸市水府町の
県有地。鉄筋2階建てで延べ
床面積約2,800㎡。定員は30名

相談と一時保護を一体化

中央児童相談所と一時保護所の移転・新築に6億9700万円が計上されました。現在、中央児童相談所は旧県庁舎の三の丸庁舎に、一時保護所は旧児童相談所（三の丸小学校前）を使用しています。一時保護所は、虐待を受けた児童などを一時的に保護する県内唯一の施設。築50年以上を経過し老

朽化が著しく、大内久美子県議は一刻も早い建て替えを求めてきました。昨年3月議会では「なぜ子どもと障害者の施設を後回しにして、売れない土地をいっぱい買うのか。借金処理のために税金を使うことは間違っている」とのべ県の姿勢を追及しました。

建設予定地は水府町の県有地。中央児童相談所と一時保護所を一体的に整備する計画で、来年4月に開所する予定です。保健福祉委員会で大内県議は、移転・新築を評価するとともに、土浦児童相談所の一時保護所の復活、福祉4分野を統合している相談所をそれぞれ分離し、独立した機関として拡充するよう求めました。

大内県議の長年の要求実現



水戸市水府町の建設予定地を視察する大内県議

大内くみ子県議の 県政報告

2011年1月

年間 30人

一般質問の制限は撤廃を

議会運営の改善へ申し入れ

2011年1月18日

茨城県議会議員 田山 東湖 殿

日本共産党茨城県議会議員 大内久美子

議会運営の改善に関する申し入れ

新議会が県民の負託にこたえて、県民要求を取り上げ、チェック機能を発揮するうえで、議会運営のいっそうの改善が求められています。少数意見の尊重こそ民主主義の基本です。本会議の発言規制の撤廃はまったなしの課題です。

私どもはこれまでも議会運営の改善を提案してきましたが、新議長のもとで、新議会のスタートにあたり、あらためて下記事項について提案するものです。

記

1. 議会運営の改善について

- (1) 発言の自由は言論の府としての議会の機能を発揮する最大の要素であり、全国に例のない一般質問を年間30名に制限する慣習はあらためること。会期日数や会議時間を見直し、議員の質問権を保障すること。
- (2) 議案質疑は一般質問と区別しておこなうこと。
- (3) 1人会派を認めること。
- (4) 議会運営委員会はすべての会派で構成すること。
- (5) 議案の配付は議会招集告示と同時におこなうよう執行部に求めること。
- (6) 陳情書についても請願書と同様に扱い、審議すること。審議にあたっては請願・陳情の代表者や紹介議員の意見を可能な限り聴取するよう努めること。

2. 公費支出について

- (1) 政務調査費は会派の調査研究に資するための必要経費という用途基準を明確にし、いっそう透明性を高めること。「按分」によって政党や後援会活動、私的活動にも支出を認める「手引」は見直すこと。会派別の収支報

告書をホームページ上で公開すること。

- (2) 費用弁償は実態に即して交通費の実費支給にすること。本会議、委員会開催日以外は支給しないこと。

3. 行政視察の抜本的見直しについて

- (1) 海外視察は、財政状況を勘案して当分の間、中止すること。
- (2) 県外視察については、まず「視察ありき」のやり方をあらため、目的、課題を明確にし、視察先について各委員会で合意した場合に限って実施すること。視察先での懇親会は中止すること。

4. 政治倫理の確立について

- (1) 県公共事業受注企業からの政治献金（政治資金パーティー券を含む）の禁止を実行すること。
- (2) 議員の兼業禁止規定を厳格に守ること。
- (3) 「資産公開条例」を抜本的に見直し、公開対象・範囲を広げ、審査機関・問責制度がともなう実効性のある「政治倫理条例」に改定すること。

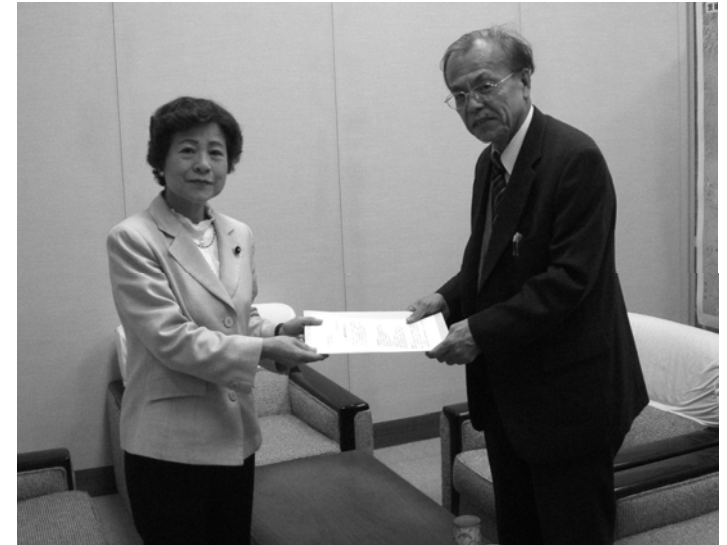
5. 選挙区と定数の見直しについて

- (1) 県議選挙区と定数の見直しにむけて、全会派で構成する検討機関を設置すること。
- (2) 選挙区割り合区するなど改善をはかり、定数1及び2人区をなくすこと。
- (3) 1票の格差を少なくとも1対2未満になるよう是正すること。総定数は現行65人を守ること。

6. その他

- (1) 常任委員会傍聴については、傍聴席の拡充・改善をはかり、傍聴者に日程や審議項目などの資料を配付すること。
- (2) インターネットによる中継を各委員会にまで拡大すること。
- (3) 常任委員会と執行部との懇親会は中止すること。
- (4) 議員室は、土・日・祝日も必要なとき使用できるようにすること。
- (5) 議長が議員に登壇を許可するときは、姓名に議員を付して呼称すること。

以上



議長あての申し入れ書を荒井県議会事務局長に手渡す大内県議(1月18日)

大内県議は1月18日、田山東湖新議長(自民)にたいし、議会運営の改善を申し入れました。

茨城県議会はこれまで一般質問枠を年間30人にきり、日本共産党など少数会派の質問機会を不当に制限してきました。

申し入れでは、全国に例のない一般質問30人制限を改め、議員の質問権を保障すること、選挙区割りを

〔新県議会の会派構成〕
 いばらき自民党… 44人
 民主党…………… 6人
 公明党…………… 4人
 自民県政クラブ… 4人
 みんなの党………… 2人
 日本共産党………… 1人
 無所属…………… 4人
 (2011年1月21日現在)

見直し、1、2人区をなくすこと、費用弁償は交通費の実費支給にすることなどを求めています。

大内県議は各会派代表にも同申し入れ書を手渡し、改善を要請しました。